

健康づくり推進課

係	分掌事務
地域企画係	(1) 保健衛生思想の普及に関すること。 (2) 健康増進法(平成14年法律第103号)に関すること。 (3) 保健対策に係る総合計画に関すること。 (4) 保健対策に係る連絡調整に関すること。 (5) 食育の推進に関すること。 (6) 健康づくりの推進に関すること。 (7) 休日急病診療所に関すること。 (8) 健やかセンターの管理及び運営に関すること。 (9) 歯科サービスセンターに関すること。 (10) 病院群輪番制病院運営事業に関すること。 (11) 献血に関すること。 (12) 感染症及び食中毒に関すること。 (13) 医療機関、保健所、関係団体等との連絡に関すること。 (14) その他成人保健に関すること。 (15) 地域保健に関すること。
保健事業係	(1) 成人及び高齢者の保健事業に関すること。 (2) 各種がん・結核検診等に関すること。 (3) 予防接種に関すること。 (4) 特定健診・特定保健指導事業に関すること。

区 分	1 保健・消防センター	所管係	地域企画係
-----	-------------	-----	-------

制 度 の 概 要

平成 15 年 11 月、保健・消防センター（うじ安心館）として開設。（平成 14 年 11 月に一部開設）健やかセンターを 3 階の一部・4 階及び 5 階の一部に、休日急病診療所・歯科サービスセンターを 5 階に配置し、乳幼児から高齢者までの健康づくりの総合的な支援と市民の保健福祉の増進を図る。

根 拠 法 令 等

- ◇ 宇治市健やかセンター条例（平成 14 年宇治市条例第 22 号）（昭和 54 年宇治市条例第 13 号（制定））
- ◇ 宇治市休日急病診療所条例（昭和 54 年宇治市条例第 12 号）
- ◇ 宇治市心身障害者歯科診療実施要綱（昭和 63 年宇治市告示第 77 号）

施設の概要

名称	単独併設の別	所在地	建物の構造	保 健 側 面 積
休日急病診療所 歯科サービスセンター 健やかセンター	併設 消防・防災	宇治市宇治 下居 13 - 2	鉄筋コンクリート造 5 階建	床延 3,573.32 m ²

区 分	2 歯科サービスセンター	所管係	地域企画係																		
制 度 の 概 要 昭和 63 年 6 月 1 日から京都府宇治久世歯科医師会及び（公社）京都府歯科衛生士会の協力を得て、心身障害児に対する歯科診療を開始した。 対象者は、市内に居住する者で、身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている者及び特別児童扶養手当の対象児童。（平成 19 年 4 月に「18 歳未満」という制限をなくした。） 診療内容は、口腔内諸疾患の治療及び予防処置、口腔衛生指導並びに歯科相談。 根 拠 法 令 等 ◇ 宇治市中心身障害者歯科診療実施要綱（昭和 63 年宇治市告示第 77 号） 制 度 の 現 況 利用状況 <table><tr><th>年 度 区 分</th><th>元</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th></tr><tr><td>診 療 日 数（日）</td><td>50</td><td>52</td><td>51</td><td>52</td><td>51</td></tr><tr><td>受 診 者 数（延人数）</td><td>318</td><td>316</td><td>330</td><td>329</td><td>350</td></tr></table>				年 度 区 分	元	2	3	4	5	診 療 日 数（日）	50	52	51	52	51	受 診 者 数（延人数）	318	316	330	329	350
年 度 区 分	元	2	3	4	5																
診 療 日 数（日）	50	52	51	52	51																
受 診 者 数（延人数）	318	316	330	329	350																

区 分	3 休日急病診療所	所管係	地域企画係
-----	-----------	-----	-------

制 度 の 概 要

診療科目	内科・小児科・歯科
診療日	日曜、祝日及び振替休日、年末年始(12月31日～1月3日) ただし、歯科は、12月29日、30日も診療
受付時間	(内科・小児科) 午前9時～11時、午後0時30分～4時 (歯科) 午前9時30分～11時30分、午後1時～2時30分
医療体制	(一社) 宇治久世医師会、京都府宇治久世歯科医師会、宇治久世薬剤師会及び(公社) 京都府歯科衛生士会に診療を委託 医師1人、歯科医師1人、歯科衛生士1人、薬剤師1人(年末年始等2人体制) 看護師3人(年末年始等5人体制) 事務職員3人(年末年始4人体制)

根 拠 法 令 等

◇ 宇治市休日急病診療所条例(昭和54年宇治市条例第12号)

◇ 宇治市休日急病診療所条例施行規則(昭和54年宇治市規則第21号)

制 度 の 現 況

休日急病診療所の利用状況

年 度		元	2	3	4	5
区 分						
診療日数	医科(日)	75	70	70	70	71
	歯科(日)	76	72	72	72	73
受診患者総数(人)		2,623	1,042	1,675	2,173	2,383
科目別 受診者	医科(人)	1,988	622	1,249	1,812	1,970
	歯科(人)	635	420	426	361	413
地域別 受診者	宇治市(人)	2,090	802	1,277	1,720	1,939
	その他(人)	533	240	398	453	444

区 分	4 献血推進事業	所管係	地域企画係		
制 度 の 概 要					
献血思想の普及と献血者の組織化を図るとともに、献血制度の適正な運営を確保し、地域住民の健康の保持及び向上等を推進する。					
根 拠 法 令 等					
◇「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」(新血液法)					
制 度 の 現 況					
献 血 の 基 準 (平成 23 年 4 月 1 日改定)	400ml	200ml			
年 齢	男性 17 歳～69 歳 ※ 女性 18 歳～69 歳 ※	16 歳～69 歳 ※			
体 重	男女とも 50 kg 以上	男性 45 kg ・ 女性 40 kg 以上			
最高血圧	90mmHg 以上				
血色素量	男性 13.0g/dL 以上 女性 12.5g/dL 以上	男性 12.5g/dL 以上 女性 12.0g/dL 以上			
年間献血回数	男性 3 回以内 女性 2 回以内	男性 6 回以内 女性 4 回以内			
年間献血総量	400ml と 200ml 献血を合わせて男性は 1,200ml 以内 女性は 800ml 以内				
献血間隔	男性 12 週間 女性 16 週間	男女とも 4 週間			
※ 65 歳以上の献血については、献血される方の健康を考え、60 歳から 64 歳の間に献血経験がある方に限っています。					
実施状況					
年 度 区 分	元	2	3	4	5
実施回数 (回)	10	17	17	15	15
採血者 (人)	635	876	873	897	920
400ml (人)	621	856	857	885	911
200ml (人)	14	20	16	12	9

区 分	5 骨髄ドナー助成事業	所管係	地域企画係
-----	-------------	-----	-------

制 度 の 概 要

移植に用いる骨髄・末梢血幹細胞（以下「骨髄等」）の適切な提供の推進を図り、骨髄等移植を推進するため、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が行う骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業（移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成 24 年法律第 90 号）第 2 条第 5 項に規定する事業）において骨髄等の提供を行った者に対し、助成金を交付する。

(1) 助成対象者

- ① 平成 28 年 4 月 1 日以降 に（公財）日本骨髄バンクを介して骨髄等を提供された方
- ② 骨髄等の提供を行った日に宇治市内に住所を有している方
- ③ 他の自治体等が実施する同種同類の助成金などを受けていない方

(2) 助成金額

- ① 骨髄等の提供にあたって下記に記載する通院、入院又は面談 ※の日数 × 2 万円
 - ア 健康診断のための通院
 - イ 自己血採血のための通院
 - ウ 骨髄等の採取のための入院
 - エ 上記ア～ウの他、骨髄バンクまたは医療機関が必要と認める通院、入院または面談※ただし、骨髄等の採取のための手術及び関連した医療処置によって生じた健康被害のためのものは対象外
- ② 一回の提供につき 14 万円を上限とする。

根 拠 法 令 等

- ◇ 宇治市骨髄ドナー助成事業実施要項（平成 28 年 4 月 1 日施行）
- ◇ 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成 24 年法律第 90 号）

制 度 の 現 況

利用状況

区 分 \ 年 度	元	2	3	4	5
申請件数（件）	1	5	0	1	0

区 分	6 健康教育・健康相談	所管係	地域企画係																		
制 度 の 概 要 生活習慣病の予防、健康増進等、健康に関する正しい知識の普及を図るとともに、健康に関する個別の相談に応じ必要な指導・助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的とし、うじ安心館、各公民館等で実施している。 なお、平成 20 年 4 月 1 日より保健事業は「健康増進法」による事業へ移行した。 根 拠 法 令 等 ◇ 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号） ◇ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号） 制 度 の 現 況 (単位：回) <table><tr><th>区 分 \ 年 度</th><th>元</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th></tr><tr><td>健康教育</td><td>168</td><td>139</td><td>113</td><td>137</td><td>162</td></tr><tr><td>健康相談</td><td>114</td><td>75</td><td>72</td><td>116</td><td>98</td></tr></table>				区 分 \ 年 度	元	2	3	4	5	健康教育	168	139	113	137	162	健康相談	114	75	72	116	98
区 分 \ 年 度	元	2	3	4	5																
健康教育	168	139	113	137	162																
健康相談	114	75	72	116	98																

区 分	7 訪問指導		所管係	地域企画係		
制 度 の 概 要						
訪問指導は、宇治市内に居住する 40 歳以上の人で家庭において寝たきりの状態にある人又はこれに準ずる状態にある人や高齢者等を対象に保健師・看護師等が訪問し、本人及びその家族に対し、必要な保健指導を行い、心身の機能低下の防止と健康の保持増進を図ることを目的に実施。 平成 18 年度より、介護保険法の改正に伴い、40 歳から 64 歳までの方は、健康増進法の訪問指導として実施。						
根 拠 法 令 等						
◇ 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）						
制 度 の 現 況						
年 度		元	2	3	4	5
区 分	実人数（人）	0	0	0	0	0
	延回数（回）	0	0	0	0	0

区 分	8 成人歯科健診	所管係	保健事業係
-----	----------	-----	-------

制 度 の 概 要

成人期の歯の喪失原因である歯周疾患を予防・早期発見し、生涯自分の歯で摂食行動が取れることを通じて、高齢期になっても QOL を維持し豊かな日常生活を送ることを目的に、平成 14 年 6 月から勤務先等での健診受診の機会のない満 40・50・60・70 歳の市民を対象に、個別健診で実施している。

平成 20 年 4 月 1 日より保健事業は「健康増進法」による事業へ移行した。

根 拠 法 令 等

◇ 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）

制 度 の 現 況

年 度	元	2	3	4	5
区 分					
受診数（人）	240	228	179	182	194

区 分	9 がん検診等	所管係	保健事業係
-----	---------	-----	-------

制 度 の 概 要

がん、心臓病、脳卒中等の生活習慣病を予防する対策の一環として、これらの疾患の早期発見を目的に、がん検診等を実施している。

平成 20 年 4 月 1 日より、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、健康診査は新たに特定健診として制度化され、各医療保険での実施に改められた。

なお、健康づくり推進課では、生活保護世帯及び、中国残留邦人等支援給付世帯の人を対象に、健康診査を実施している。

根 拠 法 令 等

◇ 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）

制 度 の 現 況

年 度			元	2	3	4	5
区 分							
健康診査	40 歳以上 (生活保護 世帯等・ 毎年)	受診数 (人)	168	168	180	298	351
		受診率 (%)	7.5	7.5	8.1	13.5	16.2
胃がん検診 (胃部X線検査)	40 歳以上 (毎年)	受診数 (人)	1,527	1,157	1,134	1,486	3,552
		受診率 (%)	1.9	1.5	1.2	1.5	3.6
肺がん検診	40 歳以上 (毎年)	受診数 (人)	3,046	2,239	2,361	2,811	5,266
		受診率 (%)	1.5	1.1	1.1	1.5	3.2
子宮頸がん検診	20 歳以上 の女性 (隔年)	受診数 (人)	2,487	2,894	3,269	3,863	4,263
		受診率 (%)	8.5	8.3	9.8	11.4	12.4
乳がん検診	40 歳以上 の女性 (隔年)	受診数 (人)	2,813	2,972	3,335	3,789	3,436
		受診率 (%)	13.1	12.4	14.0	15.5	15.4
大腸がん検診	40 歳以上 (毎年)	受診数 (人)	8,899	8,208	8,417	9,445	10,974
		受診率 (%)	4.0	3.4	3.5	4.1	5.2
前立腺がん検診	50 歳以上 の男性 (隔年)	受診数 (人)	1,748	1,610	1,581	1,886	1,767
肝炎ウイルス 検診	40 歳以上 (過去未受 診の人)	受診数 (人)	1,113	1,275	946	1,241	1,101

※ 受診率は、地域保健・健康増進事業報告による。

※ 令和 5 年度より、国保・後期人間ドック受診者のがん検診精密検査管理を開始したことにより、
受診数に計上している。

区 分

10 高齢者等インフルエンザ予防接種事業

所管係

保健事業係

制 度 の 概 要

予防接種法の一部改正（平成 13 年 11 月 7 日 法律第 116 号）に伴い、高齢者等インフルエンザが追加になる。宇治市内では 90 か所余りの予防接種協力医療機関に委託し、10 月中旬～12 月末日に実施している。

根 拠 法 令 等

◇ 予防接種法（昭和 23 年 6 月 30 日法律第 68 号）

	種 目		対象年齢	回数
個別接種 （協力医 療機関）	B 類疾病	インフルエンザ	65 歳以上の者	1 回/年
			60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	

制 度 の 現 況

予防接種者数の推移

(単位：人)

年 度	元	2	3	4	5
区 分					
接種者数	26,686	33,771	29,437	29,847	28,730

区 分	11 結核予防事業（健診）	所管係	保健事業係			
制 度 の 概 要						
結核予防及び結核患者の早期発見のために、65 歳以上の市民を対象に、検診車で巡回する集団健診として X 線検査を実施している。						
根 拠 法 令 等						
◇ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年 10 月 2 日法律第 114 号）						
制 度 の 現 況						
X 線直接撮影（平成 28 年度までは X 線間接撮影） （単位：人）						
種 別 \ 年 度		元	2	3	4	5
受 診 数		2,394	1,769	1,821	2,154	2,379
結 果	異常なし	2,394	1,769	1,820	2,154	2,329
	要 検 査	0	0	1	0	50

区 分	12 子宮頸がん予防接種事業	所管係	保健事業係
-----	----------------	-----	-------

制 度 の 概 要

子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルスの感染予防のため、未感染の年代の女性にワクチン接種を実施し、子宮頸がんの発症予防につなげる。

根 拠 法 令 等

- ◇ 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号） 第 5 条第 1 項（定期の予防接種）
- ◇ 定期予防接種実施要領（平成 26 年 3 月 24 日健発 0324 第 11 号厚生労働省局長通知）
- ◇ 宇治市定期予防接種実施要領

制 度 の 現 況

年 度 区 分	元	2	3	4	5
延べ件数（件） （内キャッチアップ 接種（件））	60	590	1,621	2,701 (1,359)	2,310 (1,045)

※ 平成 25 年 4 月から定期予防接種になったが、同年 6 月には積極的な接種勧奨が差し控えられた。
令和 3 年 11 月に積極的な接種勧奨が再開された。

※ 令和 4 年 4 月より、接種未完了者にキャッチアップ接種実施（令和 7 年 3 月末まで）。

区 分	13 高齢者用肺炎球菌予防接種事業	所管係	保健事業係								
制 度 の 概 要 予防接種法施行規則の一部改正（平成 26 年 7 月 16 日 法律第 247 号）に伴い、高齢者用肺炎球菌予防接種が追加になる。宇治市内では 90 か所余りの予防接種協力医療機関に委託している。 根 拠 法 令 等 ◇ 予防接種法（昭和 23 年 6 月 30 日法律第 68 号） <table> <tr> <th></th><th>種 目</th><th>対 象 年 齢 ※</th><th>回 数</th></tr> <tr> <td rowspan="2">個別接種 （協力医 療機関）</td><td rowspan="2">B 類疾病</td><td rowspan="2">高齢者用 肺炎球菌</td><td rowspan="2">1 回/年</td></tr> <tr> </tr> </table> ※ 過去に接種したことのある人は除く。					種 目	対 象 年 齢 ※	回 数	個別接種 （協力医 療機関）	B 類疾病	高齢者用 肺炎球菌	1 回/年
	種 目	対 象 年 齢 ※	回 数								
個別接種 （協力医 療機関）	B 類疾病	高齢者用 肺炎球菌	1 回/年								

制 度 の 現 況

予防接種者数の推移

(単位：人)

年 度 区 分	元	2	3	4	5
接種者数	1,736	1,914	1,802	1,535	1,847

区 分

14 風しん抗体検査及び第5期定期接種事業

所管係

保健事業係

制 度 の 概 要

他の世代に比べて風しんの抗体保有率が低い昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性が風しんに係る定期の予防接種の対象者として追加された。対象世代の男性の抗体保有率90%に引き上げること为目标としている。対象者は風しんの抗体検査を受け、十分な量の風しんの抗体がない場合は定期接種を行う。

根 拠 法 令 等

- ◇ 予防接種法（昭和23年法律第68号）
- ◇ 予防接種施行令（昭和23年政令第197号）
- ◇ 予防接種施行規則（昭和23年厚生省令第36号）

制 度 の 現 況

(単位：人)

年 度 種 別	元	2	3	4	5
抗体検査	1,607	2,029	1,624	1,197	396
予防接種	344	328	317	253	129

(組織機構改革に伴い健康生きがい課より移管)

区 分

15 国民健康保険保健事業及び特定健診・特定保健指導事業

所管係

保健事業係

制 度 の 概 要

国民健康保険法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うほか、被保険者の健康の保持増進、療養環境の向上又は保険給付のために必要な次の事業を行う。

- (1) 健康教育
- (2) 健康相談
- (3) 健康診査
- (4) その他被保険者の健康の保持増進、療養環境の向上又は保険給付のために必要な事業

根 拠 法 令 等

- ◇ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）
- ◇ 宇治市国民健康保険条例（昭和 36 年宇治市条例第 1 号）
- ◇ 宇治市国民健康保険半日人間ドック及び脳ドック受診補助金交付規則
(昭和 55 年宇治市規則第 37 号)
- ◇ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）

制 度 の 現 況

(1) 国保半日人間ドック・脳ドック受診補助事業

加入者の健康管理・疾病予防の推進事業として、人間ドック受診補助は昭和 55 年度から、脳ドック受診補助は平成 8 年度から実施。

① 受診補助対象者

健診時において 35 歳以上で 1 年以上継続して本市国保に加入している者。

ただし、入院もしくは妊娠していない者。

② 補助率

ドック健診費用の 7 割相当額を補助。

③ 利用状況

区 分 \ 年 度	元	2	3	4	5
人間ドック受診者数（人）	1,582	1,306	1,490	1,570	1,777
同 補助額（千円）	47,328	39,299	44,914	47,354	53,513
脳ドック受診者数（人）	747	684	737	737	812
同 補助額（千円）	15,186	13,772	14,946	14,961	16,413

(2) 健康づくり推進事業

健康相談、健康教室等の健康づくり推進事業を国保保健事業として実施。

区 分 \ 年 度	元	2	3	4	5
事 業 費（千円）	12,297	12,513	12,703	13,258	13,755

(3) 特定健康診査・特定保健指導

宇治市特定健康診査等実施計画に基づき、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診を行い、その結果を踏まえて正しい生活習慣の指導を行う。

年 度	元	2	3	4	5
特定健診受診者数（人）	10,568	9,970	10,164	9,558	8,793
特定保健指導初回面接 利用者数（人）	269	239	222	269	219
総事業費（千円）	120,982	114,794	115,677	115,836	105,303

※ 特定保健指導初回面接利用者のうち、前年度特定健診から対象となった人は再掲で記載

(4) 重複服薬通知事業

医薬品適正使用の推進を図ることを目的に、府が対象者基準を定め抽出した対象者に対し、令和元年度より通知を行い、重複服薬の改善を図っている。また、通知をもとにかかりつけ医や薬局との情報共有や連携を図ることを目的とする。

年 度	元	2	3	4	5
重複服薬通知者数（人）	3	18	38	31	20
重複服薬解消者数（人）	2	8	30	22	10
総事業費（千円）	0	81	80	79	101

(対象者基準) 令和 2 年度まで：同一月に 2 以上の医療機関から、成分同一の医薬品(薬価基準コード上 7 桁が同一)を 2 か月継続（各月とも通算 14 日以上処方あり）して処方されている者。

令和 3 年度より：薬効同一の医薬品（薬価基準コード上 4 桁が同一）及び 2 か月継続（7 日以上重複して処方あり）に変更。

区 分	16 後期高齢者の健康診査事業	所管係	保健事業係
-----	-----------------	-----	-------

制度の概要

健康診査等の高齢者保健事業は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者医療広域連合の努力義務となっている。本市では、健康診査や人間ドックを実施しており京都府後期高齢者医療広域連合からの補助金がある。

根 拋 法 令 等

- ◇ 高齢者の医療の確保に関する法律
- ◇ 宇治市後期高齢者医療被保険者健康診査実施要項
- ◇ 後期高齢者医療制度の被保険者に対する宇治市歯科健康診査実施要項

制度の現況

(1) 健康診査費

後期高齢者医療制度被保険者の QOL（quality of life 生活の質、人生の質及び生命の質）の確保、介護予防及び生活習慣病の早期発見のために健康診査及び歯科健診を、宇治市が実施主体として、（一社）宇治久世医師会及び宇治久世歯科医師会に委託して個別方式により実施する。健康診査費全額を補助。

年 度 区 分	元	2	3	4	5
健診受診者数（人）	8,601	8,610	8,383	9,397	10,006
歯科健診受診者数 （人）	14	33	25	18	29
総事業費（千円）	86,149	88,406	92,524	101,817	108,629

(2) 人間ドック受診補助金

平成 22 年度から、後期高齢者医療制度被保険者を対象に健康管理・疾病予防の推進事業として、半日人間ドックに係る健診費用のうち 11,000 円（令和 2 年度までは健診費用の 7 割相当額）を補助。

年 度 区 分	元	2	3	4	5
受診者数（人）	375	348	199	246	315
総事業費（千円）	11,012	10,337	2,233	2,706	3,694

(組織機構改革に伴い健康生きがい課より移管)